

令和元年 9 月 30 日

**「神戸市教育委員会 組織風土改革のための有識者会議」  
経緯及び最終報告書において修正・追記した内容の要旨について**

**1. 経緯**

- ・「組織風土改革のための有識者会議」は、垂水区中学生自死事案に係る一連の不適切な対応や後を絶たない教職員による不祥事を受けて、平成30年7月に設置され、9月に「中間とりまとめ～組織体制及び事務執行管理について～」を、平成31年2月に「教職員による不祥事防止に関する報告書（中間とりまとめ その2）」を提出した。
- ・その後、平成31年1月に実施された垂水区の事案に関係した教職員の処分や平成31年4月に提出された再調査委員会の報告書を受けて、「中間とりまとめ」の内容について再検討を行った。この度、修正した「中間とりまとめ」と「教職員による不祥事防止に関する報告書」をあわせて、最終報告書として提出する。

**2. 最終報告書において修正・追記した内容の要旨（修正＝○、追記＝◎）**

**（1）事案の背景や要因の分析について**

- 平成28年10月11日に当該中学校で実施された生徒6名との面談に係る情報提供を求める遺族からの質問書への対応について、「中間とりまとめ」では、弁護士調査報告書に基づき、首席指導主事と校長の2人だけで行ったこととしていたが、処分に係る事情聴取により、本件質問書が指導課内で共有されていたことが判明した。
- 指導課は面談の内容を把握していたのであるから、本件面談をいじめの通報・相談と捉え、記録の有無を確認するなどして、遺族に適切な情報を提供すべきであった。いじめ防止対策推進法の趣旨に鑑みれば、本件面談やその記録を重視する意識が希薄であったと言わざるを得ない。
- ◎第三者委員会の独立性、第三者性を尊重する事務局としての教育委員会の役割等に関するガイドラインがないまま、事務局職員が調査に関わったことも、教育委員会に対する遺族や生徒の不信感を増大させた原因の1つである。
- 一連の不適切な対応については、事務局の組織全体として、いじめ防止対策推進法の趣旨・条文への理解をはじめ、決裁手続きや文書管理手続きに関する理解などが欠けていたと言わざるを得ない。

## **(2) 教育委員会事務局の組織風土改革について**

### **①組織体制**

- 複数部署（例えば指導系部署と管理系部署）の協働により事案にあたるルールを整備すること。また、重大事案では危機管理という側面も重視すること。
- ◎職員1人ひとりが教育長の方針を理解するとともに、管理職が職員の実態を把握してマネジメントを徹底し、部課を越えて一体感を感じられる風通しの良い職場づくりを行うこと。

## **(3) 教育委員会事務局と学校との関係の再構築について**

### **①平時における学校運営の支援**

- ◎学校において、いじめ防止対策推進法の趣旨に沿った運営がなされているか、事務局が確認や指導を行える仕組みを整えること。
- ◎スクールカウンセラー等の専門家との連携についても、学校の実態を十分に把握するとともに、専門家の活用を実質化させる支援を行うこと。

### **②学校に対するサポート体制の強化**

- ◎スクールロイヤーについては、いじめ防止対策推進法の趣旨の理解や子どもの人権に関する理解啓発などでも活用すること。
- ◎学校外にネットワークを構築し、その支援の下で課題解決ができるよう、事務局と学校が連携して効果的な支援の在り方を検討するとともに、人材育成や実践力につながる研修を実施すること。
- ◎いじめ事案の対応を学校任せにせず、事務局が積極的に指導・助言すること。その際は、事案調査が児童生徒や家族に寄り添う心理的ケアの側面を持つことや、事務局との連携の下、学校全体で対応すること等に留意すること。

### **③教員の人事異動**

- ◎学校と事務局を往還する人材を計画的に増やし、学校と行政の双方の事情が分かり、学校の課題に応じた支援を実施できる者を育成すること。